定　　款

株式会社MUSCAT GROUP

第１章　総 則

（商号）

第 １ 条　当会社は、株式会社MUSCAT GROUPと称し、英文では、MUSCAT GROUP Inc.と表示する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　各種マーケティングリサーチに関する企画、立案、実施

(2)　各種アプリケーション、ソフトウェア製品の企画、開発、製造、販売、輸出入及び賃貸

(3)　ネットワークシステムの企画、開発、製造、販売

(4)　各種情報処理、情報提供

(5)　文化事業、スポーツ事業及び各種イベント事業の企画、制作、興行

(6)　新聞、出版物、ネットワークシステム等を利用した広告業、広告に関連する市場調査、市場分析、情報提供及び広告の企画制作

(7)　知的財産権（著作権、著作隣接権、ノウハウ、商品化権等を含む）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、売却及び賃貸に関する業務

(8)　書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作並びに販売

(9)　市場調査、宣伝、広告等の受託及びコンサルティング

（１０）キャラクター商品、ゲーム機器、玩具及び遊戯用具等の物品、ゲーム用コンピュータソフトウエアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営並びにこれらの仲介に関する業務

（１１）旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業

（１２）インターネット等を利用した通信販売業及び卸売業並びに小売業

（１３）企業の買収、売却、経営指導及び事業再生に関する事業

（１４）株式、持ち分その他の有価証券の取得、保有、運用及び売却

（１５）企業価値向上に関するコンサルティング業務

（１６）投資事業及び投資に関するアドバイザリー業務

（１７）子会社及び関連会社の経営管理、経営指導に関する業務

（１８）前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店）

第 ３ 条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第 ４ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

（公告方法）
第 5 条　当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株 式

（発行可能株式総数）
第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、１０００万株とする。

（単元株式数）
第 7 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 8 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（2）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 9 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株 主 総 会

（招集時期）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（株主総会決議）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章　取 締 役 及 び 取 締 役 会

（取締役の員数）

第１７条　当会社の取締役は、９名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１８条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２０条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役社長１名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２３条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２４条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２５条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監 査 役 及 び 監 査 役 会

（監査役の員数）

第２７条　当会社の監査役は７名以内とする。

（監査役の選任方法）

第２８条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第２９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３０条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３１条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第３２条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）

第３４条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（会計監査人の選任方法）

第３５条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第３６条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第6章　計 算

（事業年度）

第３７条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３８条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３９条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４０条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第７章　附 則

（法令の準拠）

第１条　　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従うものとする。

令和７年７月１日最終改訂